○財務省告示第二百五十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年七月六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日

財務大臣　与謝野　馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	四億円	九十二円七十五銭
〃	第三回	八億円	八十八円
〃	〃	十五億円	八十八円四銭
〃	第五回	九億円	八十七円九十五銭
〃	〃	二億円	八十八円十銭
〃	〃	十億円	八十八円二十一銭
〃	〃	二億円	八十八円二十五銭
〃	〃	二億円	八十八円二十六銭
〃	〃	三億円	八十八円九十銭
〃	第六回	一億円	八十七円二十四銭
〃	〃	六十七億円	八十七円三十銭
〃	〃	二十億円	八十七円四十五銭
〃	〃	五億円	八十七円六十八銭
〃	第七回	六十七億円	八十六円九十七銭
〃	〃	三十億円	八十七円七十銭
〃	〃	二億円	八十七円
〃	〃	五十億円	八十七円七銭
〃	〃	七十六億円	八十七円十銭
〃	〃	二十億円	八十七円十二銭
〃	〃	十億円	八十七円三十二銭
〃	〃	十九億円	八十七円三十三銭
〃	〃	二十二億円	八十七円三十七銭
〃	〃	二十億円	八十七円三十八銭
〃	〃	二十億円	八十七円四十二銭
〃	〃	十億円	八十七円四十三銭
〃	〃	三十億円	八十七円四十七銭
〃	〃	一億円	八十七円六十一銭
〃	〃	五十億円	八十七円六十二銭
〃	〃	二十一億円	八十七円八十四銭
〃	〃	一億円	八十七円九十四銭
〃	〃	二十億円	八十七円三十九銭
〃	第八回	三十億円	八十七円十四銭
〃	〃	十億円	八十七円四十九銭
〃	〃	五億円	八十七円五十九銭
〃	〃	二十億円	八十七円九十九銭
〃	第九回	五億円	八十七円八十八銭
〃	〃	五十億円	八十七円九十一銭
〃	〃	十億円	八十八円
〃	第十回	五十億円	八十七円四十一銭
〃	〃	五億円	八十七円五十銭
〃	〃	十億円	八十七円六十銭
〃	〃	五十億円	八十七円六十六銭
〃	〃	五十億円	八十七円九十一銭
〃	〃	十億円	八十七円九十五銭
〃	第十一回	五億円	八十七円七十五銭
〃	〃	十億円	八十七円八十五銭
〃	第十二回	十一億円	八十七円十五銭
〃	〃	五十億円	八十七円五十銭
〃	〃	五十億円	八十七円七十五銭
〃	第十三回	二十億円	八十八円
〃	〃	五十億円	八十七円七十五銭
〃	第十五回	十五億円	八十八円二十銭
合計		一千百十六億円	